

「公共」ライドシェア方式によるまめっこ事業への承認について

1 概 要

少子高齢化による人口減少がもたらす路線バスの減便・撤退などにより、熱海市における交通空白地域の解消、交通弱者支援を目的として、熱海次世代観光・地域交通プラットフォーム協議会は、熱海市の地形や道路、想定される利用人数に適した車両を用意し交通空白地域の自宅またはランドマークと社会資源（商店、飲食店、病院など）のある地域を結ぶ、タクシーよりも低コストで路線バスよりも融通性がある、交通手段の運行を実現するため、「公共」ライドシェア方式によるまめっこ事業を実施します。

熱海市の交通空白地域には、熱海市内の社会資源施設よりも、伊東市・湯河原町などの近隣市町へ移動する方が、利便性が高い状況がいくらかある中で、その移動を確保する場合には該当となる地域の地域公共交通会議や自治体から、右記の承認事項を踏まえ、協議を調える必要があります。

つきましては、熱海市の交通空白地域の一つである泉地域にて、「公共」ライドシェアによる移動の確保をするため、湯河原町地域公共交通会議にて協議するものです。

2 「公共」ライドシェア事業の実施に係る必要な承認事項

- (1) 路線又は運送の区域
熱海市泉地区の交通空白地域～湯河原町吉浜 1576-47(エスポット湯河原店)
- (2) 旅客から収受する対価
500 円(但し、実証実験期間中は別途発行される補助金を利用可とする。)
- (3) 運送しようとする旅客の範囲
熱海市泉地区交通空白地域の住民
(交通空白地域：最寄りのバス停から 300m、電車の駅から 800m以上離れている地域)

3 承認後の流れについて

本協議会にて委員の皆さまから承認をいただいた後、湯河原町地域公共交通会議として、中部運輸局静岡運輸支局長および熱海市長あてに「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」（様式第 1-5 号）を提出します。

【通常時刻表】



上り（泉⇒湯河原）

基本乗車エリア

基本降車エリア

便	TDI前	尾崎商店前	泉建設前	志村宅下	菊池宅下	塩谷造園下	湯河原サニーハイ	五軒町	泉支所	泉本区	泉大橋	中河原橋	Aコープ前	一福堂ビル	湯河原病院	エスポット
便1	9:00	9:03	9:04	9:05	9:07	9:10	9:16	9:18	9:19	9:21	9:23	9:25	9:27	9:30	9:35	9:37
便2	11:14	11:17	11:18	11:19	11:21	11:24	11:30	11:32	11:33	11:35	11:37	11:39	11:41	11:44	11:49	11:51
便3	14:07	14:10	14:11	14:12	14:14	14:17	14:23	14:25	14:26	14:28	14:30	14:32	14:34	14:37	14:42	14:44
便4	16:21	16:24	16:25	16:26	16:28	16:31	16:37	16:39	16:40	16:42	16:44	16:46	16:48	16:51	16:56	16:58

料金表

起点	終点					
	泉本区	泉大橋	中河原橋	Aコープ	一福堂ビル裏	湯河原病院
泉	500	500	500	500	500	500

下り（湯河原⇒泉）

基本乗車エリア

基本降車エリア

便	エスポット	湯河原病院	一福堂ビル	Aコープ前	中河原橋	泉大橋	泉本区	泉支所	五軒町	湯河原サニーハイ	塩谷造園下	菊池宅下	志村宅下	泉建設前	尾崎商店前	TDI前
便1	10:07	10:12	10:15	10:18	10:20	10:22	10:24	10:26	10:27	10:29	10:35	10:38	10:39	10:40	10:42	10:44
便2	13:00	13:05	13:08	13:11	13:13	13:15	13:17	13:19	13:20	13:22	13:28	13:31	13:32	13:33	13:35	13:37
便3	15:14	15:19	15:22	15:25	15:27	15:29	15:31	15:33	15:34	15:36	15:42	15:45	15:46	15:47	15:49	15:51
便4	17:28	17:33	17:36	17:39	17:41	17:43	17:45	17:47	17:48	17:50	17:56	17:59	18:00	18:01	18:03	18:05

4 根拠となる法令等（一部抜粋）

(1) 道路運送法 (有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調っていないとき。

六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

(2) 湯河原町地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 湯河原町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議等及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進に必要な事項の協議等を行うため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 交通計画等の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画等の実施に係る協議及び連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画等に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 湯河原町（以下「町」という。）における公共交通のあり方に関する事項
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (6) 町に対する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

令和7年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿
熱海市長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 湯河原町地域公共交通会議

(対象市町村) 湯河原町

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和7年1月 (20) 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名称：熱海次世代観光・地域交通プラットフォーム協議会＊
住所：〒413-0003 静岡県熱海市海光町 7-17 熱海サニーハイツ 1-827
代表：森田 金清

＊78条2号申請時には組織をNPO熱海次世代観光・地域交通基盤協議会に衣替えの予定です。

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

熱海市泉地区の交通空白地域～湯河原町吉浜 1576-47（エスポート湯河原店）

※別紙参照

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

500 円（但し、実証実験期間中は別途発行される補助券を利用可とする。）

※別紙参照

(3) 運送しようとする旅客の範囲

熱海市泉地区交通空白地域の住民（交通空白地域：最寄りのバス停より300m、同じく電車の駅より800m以上離れている地域）

6. その他特記事項

特になし

令和7年 月 日

湯河原町地域公共交通会議 会長 露 木 豪

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

以上

基本要素エリア

料金表

1111

起点	泉本区 泉大橋	中河原 橋	A コープ	一畑堂 ビル裏	瀬河原 病院	エス ポット
泉	500	500	500	500	500	500

000007

便	エント	温河源 病院	一福堂 丸	A3-7 前	中河原 橋	泉大池	泉本区	泉支所	五科町 イ	湯野原 サニーハ イ	地谷造 閣下	湯下 下	湯下 下	泉建設 前	尾崎 造前	TDI前
便1	10:07	10:12	10:15	10:18	10:20	10:22	10:24	10:26	10:27	10:29	10:35	10:38	10:39	10:40	10:42	10:44
便2	13:00	13:05	13:08	13:11	13:13	13:15	13:17	13:19	13:20	13:22	13:28	13:31	13:32	13:33	13:35	13:37
便3	15:14	15:19	15:22	15:25	15:27	15:29	15:31	15:33	15:34	15:36	15:42	15:45	15:46	15:47	15:49	15:51
便4	17:28	17:33	17:36	17:39	17:41	17:43	17:45	17:47	17:48	17:50	17:56	17:59	18:00	18:01	18:03	18:05